

条 例 見 直 し 調 書

		作成年度	平成 20 年度
条 例 名	職員の定年等に関する条例		
条 例 番 号	昭和 58 年神奈川県条例第 28 号	法 規 集	第 2 編第 7 章
所 管 部 局 室 課	総務部人事課		
条 例 の 概 要	地方公務員法第 28 条の 2 第 1 項から第 3 項まで及び第 28 条の 3 の規定に基づき、県の職員等の定年等に関し、必要な事項を定めている。		
検 討	視 点	検 討 内 容	備 考
	必要性 <small>（現在でも必要な条例か。）</small>	地方公務員法に基づき、地方公務員法第 4 条第 1 項に規定する県の職員並びに市町村立学校職員給与負担法第 1 条及び第 2 条に規定する職員の定年等に関し必要な事項を定めており、必須の条例である。	
	有効性 <small>（現行の内容で課題が解決できるか。）</small>	地方公務員法第 28 条の 2 第 2 項により、条例に委ねられた定年年齢を規定した条例であり、有効な条例である。	定年退職者数 H18 年度実績 1,544 人（全任命権者）
	効率性 <small>（現行の内容で効率的といえるか。）</small>	退職日、定年年齢、定年による退職の特例など明確かつ限定的に規定しており、効率的である。	
	基本方針適合性 <small>（県政の基本的な方針に適合しているか。）</small>	地方公務員法に基づき、県の職員等の定年等に関し、必要な事項を定めるものであり、県の基本方針と齟齬をきたすものではない。	
	適法性 <small>（憲法、法令に抵触しないか。）</small>	地方公務員法の規定に基づいた条例であり、憲法、法令に抵触するものではない。	
	その他		
見 直 し 結 果	改正・廃止の必要はない。	理 由	特 記 事 項
	改正・廃止を検討する。	現行条例の適用上、特段課題は見受けられない。	
次回見直し予定	平成 25 年度	見直し規定の有無	有 <input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/>